

●申出ができる方の範囲や必要書類

	事件記録の えつらん 閲覧・コピー	審判結果の通知	審判状況の説明	意見陳述
申出 ができる方	(1) 被害を受けた方 (2) 被害を受けた方の法定代理人(親権者など) (3) 被害を受けた方が亡くなっていたり、重い 病気やけがをされている場合は、被害を受 けた方の配偶者、直系親族(被害を受けた方 の親や子など)、兄弟姉妹 ＊(1)～(3)の方が弁護士に依頼して申出をする こともできます。			
必 要 な 書 類 等	①申出をする方の身分証明書(運転免許証、パス ポートなど) ②印鑑 ＊上記(2)や(3)の方の申出の場合は、被害を受 けた方との関係が分かるもの(戸籍謄本など) や被害を受けた方の診断書など、資料の提示 をお願いすることがあります。			
申出がで きる期間	審判手続が 開始された 後	事件が家庭裁判所に送られた後		
	少年の処分が確定してから3年以内			少年の処分 が決まるま で
申出手数料	収入印紙150 円分(コピー代 は別にかかり ます。)	不 要		

※申出書が家庭裁判所に備え付けてありますので、ご利用ください。

少年審判の傍聴について

少年犯罪によって、被害を受けた方が亡くなっていたり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負ったときは、ご本人やご遺族の方に、審判の傍聴が認められる場合があります。

詳しくは家庭裁判所にお問い合わせください。

被害を受けた方の声をお聞かせください

家庭裁判所では、被害を受けた方から意見を述べたいという申出がない場合でも、その声を少年審判手続に反映させるため、家庭裁判所調査官が、お気持ちやプライバシー等に十分配慮しながら、書面や電話、あるいは直接お会いしてお話をお聞きすることがあります。その際にご協力ください。

○被害を受けた方からお聞きした被害の実情やお気持ちについては、裁判官に報告され、審判の資料になるとともに、少年に伝えたり、反省を深めさせるなど家庭裁判所の手続に反映させます。

○少年の保護者にもその声を伝えるなどして、被害を受けた方への対応などについて考えさせます。

◎家庭裁判所に来られた際、少年や保護者に会いたくないなどのご希望がある場合は、お気軽にご相談ください。

◎もっと詳しくお知りになりたい場合は、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)の「少年事件で被害にあわれた方のための制度」をご覧ください。

少年犯罪によって 被害を受けた方へ



家庭裁判所

(平成24年10月 最高裁判所)

被害を受けた方のための制度



少年事件の手の続の流れ

事件の発生

警察官や検察官などから、
事件が家庭裁判所に送られます。
(送致)

家庭裁判所

家庭裁判所調査官が調査を行います。

審判を開始するかどうか決定します。

審判手続を
開始しない
場合もあります。
(審判不開始)

少年の処分を決める手続を行います。
(審判手続)

裁判官が、保護観察、少年院送致、
検察官送致などの処分を決定します。

事件の記録を見ることは
できないのかしら…



私の気持ちを
聞いてほしい
なあ…



審判でどのようなことが
あったのかなあ…



処分が
どうなったのか
知りたいなあ…



※ 被害を受けた方のための制度を利用するには、いずれも、申出が必要です。また、期間が過ぎているなどの事情によっては、申出が認められない場合もあります。裁判所で知った情報を、正当な理由がないのに他の人に漏らしたり、これを使って関係者のプライバシーを書いたりすることは、法律上固く禁じられています。

事件の記録を見たり、コピーしたりすることができます。

Q1: どのような場合に申出ができるのですか？

A1: 審判を開始する決定があった事件で、記録の閲覧やコピーを希望する場合です。

Q2: 記録は、いつどのようにして見ることができるのですか？

A2: 家庭裁判所が指定する日時・場所・方法で閲覧やコピーをしていただきます。

Q3: 記録は、どの部分を見ることができるのですか？

A3: 家庭裁判所に送られてきた捜査段階の記録や審判期日調書などについて、少年や関係者のプライバシーに深くかかわるものなどを除いては、原則として閲覧やコピーができます。



裁判官や家庭裁判所調査官に対して、お気持ちや事件についての意見を述べるすることができます。

Q4: どのような方法があるのですか？

A4: 次の3つの方法があり、どの方法で行うかは、裁判官が意見の陳述を申し出た方の希望を踏まえて決めますので、ご希望の方法を家庭裁判所にお伝えください。

審判の場で 裁判官に対して行う …………… ①
審判以外 裁判官に対して行う …………… ②
の場で 家庭裁判所調査官に対して行う …… ③

*①の場合は、少年や少年の保護者が在席することがあります。
少年等の前で意見を述べにくい方は、あらかじめご相談ください。



審判の状況の説明を受けることができます。

Q5: どのような内容を説明してもらえるのですか？

A5: 審判期日で行われた手続など*について説明を受けることができます。

*具体的には、審判期日の日時・場所、審判経過、少年や保護者の陳述要旨、処分結果等を指します。



少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

Q6: どのような内容を通知してもらえるのですか？

A6: 次のような内容です。

- ① 少年及びその法定代理人(親権者など)の氏名及び住居
- ② 決定の年月日
- ③ 決定の主文
- ④ 決定の理由の要旨



事件記録の閲覧・コピー

意見陳述

審判状況の説明

審判結果の通知